

債権差押命令における債権特定についての一考察

——「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として——

前川 勤

はじめに

債権差押命令における差押債権の特定については、従前からいろいろ議論がなされてきたところである。

近時、債権執行において、金融機関の全支店または複数の支店等を列挙してこれに順位を付し、一定金額に満つるまでの預貯金債権の差押命令を申し立てる事件がなされるようになってきた。^①特に、平成二三年一月以降、預貯金債権の取扱店舗、又はゆうちょ銀行の事務センターを一つに特定せず差押命令をする例が見受けられるようになり、全店一括順位付け方式による差押命令を却下した執行裁判所の決定に対する抗告審が東京高等裁判所に相次いで係属し、六件の決定がなされた。その結果、その当否については肯定説と否定説に二分されるものとなった。^②こうした中であ

て、最高裁第三小法廷は、平成二三年九月二〇日、こうした問題について初めての判断を下した決定をした。^⑤

これは、債権執行における「差押債権の特定」という民事執行規則一三三条二項の問題であるが、問題点として一つには、債権者は第三債務者である銀行等の金融機関と債務者間の預金債権について、その詳細について知り得ることができないことが多く、差押債権の特定をすることが困難であるという事情がある。これに対し、債権の特定が十分になされていないければ、執行裁判所がこの申立てが法的に許容されるものかどうかの判断及び超過差押えに当たらないかどうかの判断をすることができないという問題がある。このように、債権の特定に関して相対立する要請がある中で、どのようにバランスをとるかということで、これまで学説、判例、実務が展開されてきた。

近時、その判断基準の要素である社会経済的变化、具体的にはコンピューターによる事務処理能力の向上を踏まえて、全店もしくは複数店について、迅速かつ確実に差押債権の識別が可能であるとして、差押債権の特定を肯定する裁判例が散見されるようになってきた。その結果、もし、従前より差押債権を特定する作業の迅速性が損なわれるとしても、債務者あるいは第三債務者の二重払いや債務不履行責任のリスクについて、それを回避できるとする見解などがあらわされ、^③従前の確立した判例や実務についての変更の動きがみられていた。こうした状況の中で、平成二三年に六件の東京高裁の決定と本件最高裁の決定がなされることになった。

一 参考とする判例の概要

【事実の概要】

本件は、原告人が、原告人の相手方に対する金銭債権を表示した債務名義による強制執行として、相手方の第三債

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」
平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定
（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

務者である三菱東京UFJ銀行、同三井住友銀行及び同みずほ銀行に対する預金債権並びに第三債務者ゆうちょ銀行に対する貯金債権の差押えを求めて申立てをしたものである。

抗告人は、その申立書において、差し押さえる債権を表示するにあたり、各第三債務者の全ての店舗または貯金事務センターを対象として、次のような方式で表示した。三つの銀行に対する預金債権に対しては、それぞれの取扱店舗を一切限定せず、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順による」という順位付けを行い、ゆうちょ銀行に対する貯金債権については、全国の貯金事務センターを全部列挙して、「複数の貯金事務センターに貯金債権があるときは、別紙貯金事務センターの一覧表の番号の若い順による」という順位付けをした上で、同一の店舗の預金債権あるいは貯金事務センターの貯金債権については、先行の差押え又は仮差押えの有無、預貯金の種類による順位付けをしている。

原審は、このような表示方式による債権差押命令の申立ては、差押債権の特定（民事執行規則一三三条二項）を欠き不適法であるとして、これを却下した。これに対し、抗告人が許可抗告をしたのが本件事案である。

〔決定要旨〕

抗告棄却決定。

「民事執行規則一三三条二項は、債権差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないと規定している。そして、債権差押命令は、債務者に対し差押債権の取り立てその他の処分を禁止するとともに、第三債務者に対し差押債権の債務者への弁済を禁止することを内容とし、その効力は差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じ、差押えの競

合の有無についてもその時点が基準となる。

これらの民事執行法の定めに鑑みると、民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならずと解するのが相当である」とする。

そして、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、一定の時間と手順を経ることによって差し押さえられた債権を識別することが物理的に可能であるとしても、その識別を上記の程度に速やかに確実に行い得ないような方式により、差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業を完了するまでの間、差押の効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができないことになりかねないから、そのような方式による差押債権の表示を許容することができない。

本件申立ては、……各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについてその存否及び先行差押えの種類又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権について差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに、かつ、確実に差し押さえられた債権を識別できるものであるということではできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。」とした。

なお、本決定には田原睦夫裁判官による補足意見がある。⁽⁵⁾

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」
平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定
（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

二 従前の学説・判例・実務

1 学説

（一）民事執行規則一三三条二項は、債権執行についての差押命令申立書に強制執行の目的とする財産を表示するとき「差し押さえるべき債権の種類及び額、その他債権を特定するに足りる事項」を明らかにしなければならないと規定している。

しかし、無形の財産であり、公示もされていない他人の債権を差し押さえようとする者が、その債権の内容を具体的に把握することは通常困難であり、差押債権の特定として何をどの程度記載するかは債権執行手続きにおいて従前から問題となっていた。

この点について、第一に特定が要求されるのは、執行裁判所が被差押債権について法律上差押え可能な債権であるか否かの判断をすることを可能にするためであり、第二に、債権差押命令が被差押債権について債務者に処分を禁止し、第三債務者に弁済を禁止する効果を持つことから、その差押命令の送達を受けた債務者および第三債務者が被差押債権を他の債権と識別することを可能にするためであるとされてきた。^⑥

したがって、差押債権の特定は、債務者と第三債務者間のいかなる債権かを明らかにし、その債権の発生日時・原因および内容を記載されることによってなされることになる。ただ、債権者は、他人間である債務者の第三債務者に対する債権について、その詳細を知ることができない場合が多いので、必ずしも差押債権を特定することが正確にできないという事情があるので、差押債権と他の債権とが区別できる程度に特定して記載されていなければならない。^⑦

(2) 具体的な問題として、金融機関を第三債務者とする債権差押命令において、どの程度の記載があれば特定がなされているのかということについては、実務上の例も多いことから、従前から議論がなされてきた。学説としては、債権執行の第三債務者は、「他人間の紛争に巻き込まれた第三者」であるので、過度の負担をかけるべきでないとするものがある⁸⁾。そして、銀行預金債権等の特定に必要な事項を確認することを申立債権者に期待できない種類の債権については、差押命令において、被差押債権の特定の基準を具体的に措定することによって、間接的に被差押債権を特定すること(間接特定)も必要な執行擲取のために許されるが、その特定基準は、第三債務者がそれによる調査に格段に時間や過度の負担を要することなく、被差押債権を特定できるものでなくてはならないとされていた⁹⁾。

こうした理論状況の中で、金融機関の取扱支店を特定する理由は、金融機関は法人としては単一であるにしても、銀行等の実際の取引は本支店ごとある程度独立して行っているという実態から、第三債務者の「債権管理を単位」として特定されるべきであるということと実務が行われていて、判例、学説もそれを是としていた¹¹⁾。

このような中で、平成五年の東京高裁決定(平成五年四月一六日東京高裁決定・判例時報一四六二号一〇二頁)を機に、「金融機関が特定されていさえすれば、それ以上に店舗まで特定することを省いた預金債権差押命令申立てであっても、店舗不特定のゆえに不適法却下されるべきではないと解する。」という見解や、「本決定でも採用された「複数の店舗の表示」でも「債権を特定するに足りる事項」という特定要件を充たすものであるという折衷的な解釈のほうが勝っているものと思われる。」という見解のように¹³⁾、従前の学説や判例、実務と異なる考え方が出てくることとなった。

債権差押命令における債権特定についての一考察
 一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」
 平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定
 （民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

2 判例

（1）従前の判例

債権差押命令の申立書面に銀行の取扱店舗、すなわち本支店の別を記載することまでを必要とするかどうかという点については、その申立てに応じて発令される、差押命令を送達すべき場所を定める問題にも関連を持つとされている⁽⁴⁾。そして、送達については本店、支店のどちらかに送達されても、適法とされていた。つまり、債権差押命令の効力としては、銀行は法人格としては単一であるから、本支店の区別なく第三債務者である銀行に送達されれば、銀行の本支店全部について及ぶとされていた。

しかし、店舗明示の要否については、従前からたびたび銀行側の実務担当者も交えて検討が繰り返されてきていて、本支店表示必要説⁽⁵⁾、不要説⁽⁷⁾、中間的立場をとるものと考え方が分かれていたが、実務としては、「取扱店舗の表示」が執行実務として定着しており、疑いを差し挟まれることもなく実施されてきたことから、学説としても「店舗表示必要説」が優勢であったとされる⁽⁶⁾。

そうした中で、東京高裁平成五年四月一六日決定（判例時報一四六二号一〇二頁）があらわれ、実際の取引は本支店ごと独立して行われているという実態から、預金債権は口座を開設した店舗ごとに別個のものとなるとして、取扱店舗を具体的に表示することを要求した。

この平成五年の決定は、結論として、裁判所は「第三債務者における支店番号の若い順から順次充当」するといった記載で特定性を充たすと解することは困難であり、債権の特定を欠くとして申立てを却下したものであるが、この評釈等において金融機関を第三債務者とする差押命令の申立てにおける差押債権について特定する方式についての議論が盛んになされるようになっていった⁽⁸⁾。

この後の裁判例としては、①東京高裁決定平成八年九月二五日（金融法務事情一四七九号五四頁）〔特定肯定〕、②東京高裁決定平成二二年一月二九日（判例タイムズ一〇三号一八三頁）〔特定否定〕、③東京高裁決定平成一四年九月二日（判例時報一八〇九号七七頁）〔特定否定〕、④東京高裁決定平成一七年六月七日（金融・商事判例一二二七号四八頁）〔特定否定〕、⑤東京高裁決定平成一七年六月二日（金融・商事判例一二二七号四八頁）〔特定否定〕、⑥東京高裁決定平成一七年九月七日（金融法務事情一七五五号五頁）〔特定否定〕などがあるが、これらの裁判例を経て後記(2)の東京高裁の六件の決定へと続いていくことになる。

なお、近時の裁判例のうち、多数の取扱店舗を対象として順序を付した預金債権仮差押命令申立てについて、仮差押債権の特定を欠くとは言えないと判旨したものに、広島高裁岡山支部決定平成一六年一月二五日、東京高裁決定平成一七年一〇月五日がある。これら決定に対しては、名寄せのためのシステムを利用すれば（仮）差押えの効力及び範囲を容易に把握でき、後は該店舗に支払停止措置等を指示すればよいだけであるとの事実認識を前提として、金融機関にとって過大な負担でないと判旨しているが、名寄せのためのシステムを利用して当該預金者の預金情報をコンピューター画面上に表示させるだけのものでは、（仮）差押債権を特定できないとする執行裁判所の見解が述べられている²³⁾。そして、上記裁判例について、これらの点を看過ないし軽視していると思われる点で、第三債務者により大きな負担を課すことを許容することになり、第三債務者の立場への配慮が不十分であるとして、この二つの裁判例を批判し、これら決定があっても執行実務は変わらないとしている。

(2) 平成二三年の東京高裁の裁判例

その後、平成二三年になって、東京高裁において、相次いで複数の店舗が取り扱う預金債権の差押命令申立ての適法性に関しての決定が²⁴⁾た。

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

いずれの事案でも、原審の執行裁判所は、差押債権の特定を認めずに申立てを却下したものであるが、下記①②③の事例が差押債権の特定を肯定し、④⑤⑥の事例が差押債権の特定を否定して抗告棄却している。

①東京高裁決定平成二三年一月一日（金融・商事判例一三六三号三七頁）

（イ）「差押債権の表示」

第三債務者の本店営業部と東京都内に所在する一一の支店・出張所を掲げて順位を付けたもの。

（ロ）「肯定の理由」

顧客情報管理システムにより、第三債務者が差押えの目的物となる債権を識別して支払を停止するまでの時間と負担は、社会通念上合理的な範囲を超えるものではないと推認されたとした。また、第三債務者の二重払いの危険等については、民法四七八条の趣旨を類推して第三債務者の免責を認めることで対処するのが相当であるという理由で、特定を肯定した。

②東京高裁決定平成二三年一月二日（金融・商事判例一三六三号三七頁）

（イ）「差押債権の表示」

店舗を限定せずに、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうち、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順による」等の順序によるとしたもの。

（ロ）「肯定の理由」

①と同様の趣旨を判旨し、金額の違いや支店を限定していないことについては、顧客情報管理システムによって支店番号を確認し、該当する預金債権の存否を確認するほか、存在が確認された預金債権の指定された順番への並び替え、各預金債権の現存額の再確認等の作業を要するとしても、預金債権を識別して支払を停止

するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲を超えるものではないと推認されるとき、特定を肯定した。

③東京高裁決定平成二三年三月三〇日（金融・商事判例一三六五号四〇頁）

(イ) 「差押債権の表示」

店舗を限定せずに、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうち、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」としたもの。

(ロ) 「肯定の理由」

差押債権の表示の解釈について、差押債権者と第三債務者である金融機関の負担の公平な分担という観点に照らし、通常想定される業務内容等を前提として、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で、差押の目的物となる債権を確定することができる程度に表示されていることを要するとし、さらに差押債権者において差押債権の特定のためにすべき調査を尽くしたかどうかについても判断するのが相当であるとして、この件について具体的に検討したうえで特定を肯定した。

④東京高裁決定平成二三年三月三一日（金融・商事判例一三六五号四〇頁）

(イ) 「差押債権の表示」

各銀行（三行）に金額を割り付けたうえで、各銀行については、店舗を限定せずに、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうち、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」等の順序付けをしたもの。

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

（ロ）「否定の理由」

原決定を引用した上で、第三債務者は二重払いの危険を民法四七八条によって回避することができないこと、取扱店舗が特定されていない差押命令の送達を受けた金融機関においては、該当する預金を検索するのに相応の時間と手間がかかるのが実情であるとした。また、名寄せシステムは、差押命令への対応を予定していないことも挙げて、特定を否定した。

⑤東京高裁決定平成二三年四月二八日（金融法務事情一九九二号八七頁）

（イ）「差押債権の表示」

店舗を限定せずに、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうち、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」等の順序付けによる。

（ロ）「否定の理由」

銀行預金の差押は、預金債権の種類や口座番号を特定掲記することなく差押債権を表示することが許容されているが、これは相当と認められる特別の事情があるものとして適法性が認められるもので、差し押さえるべき債権の属性を具体的に掲記することなく、債権の属性に関する順位を定めて差し押さえる方法が仮に債権差押命令一般に拡大されると、第三債務者において差し押さえられた債権の存否およびその内容を調査するための労力を要することになり事務処理の停滞を招くので、差押の目的物の性質その他の事情からみて緩やかな特定方法を許容するだけの特別の事情があるかどうかを慎重に検討する必要があるとした上、特定を否定した。

⑥東京高裁決定平成二三年五月一六日（金融法務事情一九三三九一頁）

（イ）「差押債権の表示」

店舗を限定せずに、債務者が第三債務者に対して有する預金債権のうち、「複数の店舗に預金債権があると
きは、支店番号の若い順序による」等の順序付けをしたもの。

（ロ）「否定の理由」

前掲の⑤と同旨を述べ、特定を否定した。

3 実務

従来は、執行実務において「取扱店舗」の表示が不可欠であることに疑いが差し挟まれることはなかった。²⁴そして、預金債権の特定については、従前から本支店ごとに預金債権を割り付ける方式が採用されてきていて、実務慣行として定着していた。²⁵

近時の実務については、東京地方裁判所民事執行センターの実務例のとおりであり、また、大阪地方裁判所第一四民事部（執行部）も同じであることから、全国の執行裁判所での実務は、本決定の前後においても、東京地方裁判所民事執行センターの見解と同じであり、一貫して同じように行われているものと思われる。

三 本決定の意義と差押債権の特定

1 本決定は、高裁段階で分かれていた複数の店舗が取り扱う預金債権の差押命令申立ての適法性に関する最近の

裁判について判例の統一を図るとともに、その基準を最高裁として初めて示したものとして重要なものと言える。

本決定の判示の中で、差押債権の特定の基準にあたるのは、「直ちにはいえなくても差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるとでなければならぬ」という部分であるが、「直ちには言えないまでも差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに」とか「確実に、差し押さえられた債権を識別することができると」という基準は抽象的なものであり、具体的事案においてどの程度がその基準に該当するかはその都度判断されていくしかないものと考えられている⁽²⁶⁾。

このような文言になったのは本件のような、全国展開の金融機関だけでなく、全国に展開する業務において生じた債権債務を店舗又は地域単位で管理する各種業者を第三債務者とする場合も視野に入れて検討がなされているからであると考えられる。

また、本決定を解釈する場合における田原補足意見の位置づけについては、判例タイムズの評釈で述べられているように、本決定の法廷意見を敷衍しているものとして重要なものと考えられる。つまり、本決定の実務におよぼす重要性から、誤って解釈されないように田原補足意見がなされ、それでも誤解される恐れがあるので、判例タイムズの評釈で注意喚起のための記載がなされたものと考えられるからである。

このように考えると、差押債権特定の基準は法廷意見で述べられたとおりとしても、具体的な射程を検討する際には、田原補足意見を詳細に検討してなされるべきものと考えられる⁽²⁶⁾。

2 本決定に対する評価

本決定は、妥当であると考えられる。

本決定は、債権差押命令申立てにおける差押債権特定の有無の判断基準について、最高裁として初めて判断を示したものであるが、基準としては抽象的なものである。よって、具体的事案において判断が分かれる原因となるのは、当然であると言えるのかもしれない。

このことを示しているのは、本決定直前において、間接特定による預金債権の特定についての表示方法について、高裁段階で判断が分かれていて、その原因として、判断の基礎となった銀行等金融機関の顧客情報管理システム（CIFシステム）の実情についての認識の違いがあったものと考えられる。つまり、第三債務者である銀行等のコンピュータによる顧客情報管理システムによって、差押えされた債権の識別が、迅速に、かつ、負担が少なくできると判断されればその差押えの特定が肯定され、そうでないと判断されれば本決定の事例のように、間接特定による差押債権の表示方法としては否定されるということになったものと考えられる。阿部耕一「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実情―全銀協アンケート調査結果をもとにして―」（金融法務事情一七七―一三〇頁、二〇〇六・五・二五）における実務の実情や、飯塚宏ほか「座談会 複数支店に対する（仮）差押え（下）」（金融法務事情一七八―二四頁、二〇〇六・一〇・一五）の三上発言の銀行実務の実情、同二四頁の飯塚判事の執行裁判所の対応についての発言を検討してみると、全体としては、本決定の基準に該当しないものと考えられる。しかし、個別的な銀行においては、最高裁の基準に該当するところもあるのではないかとも思われるものともなっている。⁽²⁰⁾ こうしたことから、東京高裁での決定が二分された原因になってきたようにも思われる。

本件においては、最高裁は高裁段階で判断が分かれていたことも踏まえ、銀行等の債権管理システムは現段階においては、公刊されている資料³⁰⁾によれば債権差押えが本決定で最高裁の示した基準を満たすほど迅速に、かつ、負担が少なくできるものでないとの実情認識のもとに、本件の差押債権は特定されているものではないとした。

確かに、前述のような公刊されている資料を見る限りにおいては、現行の銀行等の債権管理システムについては、本件のような全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てに対応したシステムになっているとは言いがたいものとするほかはないものと考えられる。現状では、差押えを受けた店舗において、全店舗に連絡を取り、それぞれ調整しながら差押債権を特定するという作業は、三店舗程度の店舗を指定して差押えをすることよりは、各段に事務量が多くなり、それによる時間や事務負担がかかり、連絡調整の過程での過誤の可能性も増えることから、迅速に、かつ、確実に債権を特定できると言えるのかという点、現状では、本決定のとおり、特定したということにはならないという結論が妥当であるものと考えられる。

しかし、本決定については、「現段階」や「公刊された資料」という限定があり、また、「速やかに」や「負担」といってもあくまで抽象的な基準であり、社会経済状況の変化により結論が異なってくる可能性があることや、具体的にどの程度であれば迅速で負担が少ないと言えるのかということが明確ではないということには留意しておく必要があると言える。

四 今後の課題

1 本決定での「特段の事情」の変化とは

本決定は、債権差押命令申立てにおける差押債権特定の有無の判断基準について、その基準を示し、具体的にその基準を全店一括順位付け方式にあてはめ、このような差押債権を表示した申立てでは（つまり、このような間接特定の方法では）、現状では時間がかかり正確にやろうとすれば負担も大きいということから、このような表示方法による特定については認めることができないものとして、否定説をとることを明らかにしたものと思われる。

また、肯定説をとる裁判例においては、全店一括順位付け方式による申立ての適否を検討するにあたり、第三債務者とされた金融機関が債務者名義の預金の有無、取扱い店舗等に関する弁護士法二三条の二に基づく照会に回答していないことを考慮事情とするものがあるのに対し、本決定の法廷意見ではこの点について触れることがないが、差押債権特定の有無は、差押債権の表示自体を判断基準にすべきであって、当該事案における第三債務者の個別的な対応如何によって判断を異にするべきでないというのが本決定の立場であると考えられる（田原裁判官の補足意見二項）。

「現状」では顧客情報管理システムが、「公刊されている資料」によれば、「債権差押に対応したシステムでない」ということを前提にしていることを考えると、「今後」、「各銀行等」において債権差押に対応したシステムに変更され、速やかに、かつ、確実に差押債権が第三債務者の負担が少なく識別可能なことが判明した場合は、本決定の内容からして、「特段の事情」の変化が生じたとしておのずと結論が異なってくるものと考えられる。さらに、もし、銀行等のシステムが、こうした債権差押に対応した「顧客情報管理システム」に変更されたとしても、それを銀行等から言わない限り、債権者や裁判所は知るすべがなく、そうした情報をどのようにして得られるのかが、今後の課題と

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」
平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定
（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

いえる。

また、仮差押債権の特定についても、民事執行規則一三三条二項と同様な民事保全規則一九条二項一号があり、仮差押事件でも同様の事案があったが、本決定の判示が同様に妥当するものと考えられる⁽³²⁾。

2 本決定後の裁判例「特定肯定」及び判例「特定否定」

本決定後、平成二三年一月二六日東京高裁第二部決定（判例時報二一三〇号四頁）がでたが、この決定は、最高裁決定の判旨を踏まえた上で、「預金額最大店舗指定方式」（このような方式による間接特定）であれば、差押債権の特定に欠けるものではないとしたものであった（原審の執行裁判所は、差押債権の特定を否定し、申立てを却下しているが、この高裁決定自体は確定している）。

しかし、その後、平成二五年一月一七日最高裁第一小法廷は、上記事案と同様な事案である「預金額最大店舗指定方式」による預金債権の差押命令申立てについて、差押債権の特定を欠き不適法とした（原審、原原審とも特定を欠くとして申立てを却下している）。これによって、「預金額最大店舗指定方式」による債権を特定する方法は否定され、このような債権差押の特定の問題については結論が出たことになった。

3 弁護士照会の問題

本決定の法廷意見では触れられていないが、「差押債権の特定の有無は、差押債権の表示それ自体を基準に判断すべきであって、当該事案における第三債務者の個別的な対応如何によって判断を異にすべきではないというのが本決定の立場であろう（田原裁判官の補足意見⁽³⁴⁾）とすると、差押債権の特定の問題は、差押債権の表示それ自体

を基準にすることによって決着がついたことになる。しかし、差押債権の特定という問題は、「あえて議論のために問題提起をしますと、もし、特定というものが、債権者と第三債務者の利害調整という形で、かなり規範的に判断されるものとなります」ということであれば、一つの考え方として、弁護士照会に応じなければ、実効的な財産開示制度でない現状としては、検索的な差押方法をとるしか執行の実効性を上げることができない場合もあり、弁護士照会が公的義務とされ実効性が高まれば、それが判断材料の一つとされていくこともあるようにも考えられる⁽³⁶⁾。

また、「弁護士法三二条の二による照会も、今のところ必ずしも実効的でないとみられています。」とあるように、銀行側の対応として、「弁護士照会で来る限りは、債務者の同意が必要だと思えます。」とか、「弁護士会として、照会先には一切の損害・負担をかけないという制度を作ってもらえるのであれば、ご協力できる幅は広がると思います。」ということであり、現状では照会に応じない大手都市銀行もあるのが実情であり、債権者の債務者への財産調査能力には限界があるといえる。こうしたことから、実際には探索的な差押えがなされている実状があることが窺えるように思われる⁽³⁷⁾。弁護士照会制度については、執行段階だけでなく訴訟段階でも問題となることから、今後、多角的にどうあるべきか検討がなされていく必要があるように思われる。

4 財産開示制度の充実

民事執行の建前は、執行債権者の実体法上の権利の実現であり、民事執行に実効性がないと、司法に対する市民の信頼が揺らぐのではないかという意見も出てきている。現実には、現行の弁護士照会制度や財産開示制度などには問題があり実効性を欠いているとの指摘もなされており、債権者の財産調査義務に限界が生じている以上、立法論として財産開示制度の充実を求める声が多いのも事実である⁽³⁸⁾。

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

最近の動きとして、「学者の先生方は、財産開示制度をもっと充実させなければならぬとおっしゃっていて、財産開示制度に対しては前向きですね。そうした見解が、今後、実務にどのような影響していくのか注目していきたいと思っています」とあるとおり、⁽⁴⁵⁾ 財産開示制度の充実の動きが顕著になってきているように思われる。⁽⁴⁶⁾

今後、弁護士照会制度や調査嘱託などについて公的義務を明確化していくとともに、民事執行の問題として、財産開示制度の充実⁽⁴⁵⁾をはかっていくことが執行制度改革の本筋ではないだろうかとも考えられる。⁽⁴⁶⁾

おわりに

本決定により、債権（仮）差押の際の差押債権の特定（民事執行規則一三三条二項）については、基準が示され一応の決着がついたかのように思われる。

しかし、本決定は、田原補足意見にあるとおり、預金債権だけでなく「第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数店舗を展開し、当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック毎に仕入代金の管理がなされている百貨店、流通業者、外食産業の場合や、支店単位あるいはブロック単位毎に下請業者の管理を行っている全国規模のゼネコン、広い地域で事業を展開する土木建設業者等の場合も問題となる。」⁽⁴⁷⁾ であって、それらも踏まえた上での「債権差押命令における債権の特定」のための基準であり、本決定のような金融機関の「預金債権」だけを対象とした基準でないことから、基準自体としては抽象的な表現にならざるを得なかったものと考えられる。

本稿のテーマにおけるような「預金債権の場合の差押債権の特定」ということにしぼって考えると、判例（裁判例も含む）や銀行実務のアンケート、座談会における銀行実務に携わっている方の発言を含めて考えると、銀行のコン

ピューターを利用した顧客情報管理システムや「名寄せのためのシステム」の利用により「速やかに、かつ、確実に差し押さえられた債権を識別することができる」という、銀行の差押えについての業務の実情認識の違いが大きく見解の分かれる原因となっているように思われる。

債権者や裁判所は、公開された資料等によってのみしかその実情を知ることができないこと、民事執行法上の「財産開示制度」の実効性の確保がままならない現状や、弁護士法二三条の二の「弁護士照会制度」によっても債務者の預金口座の情報を入手することができない実情などから、しかたなく、検索的な債権（仮）差押の申立てをせざるを得ないような状況になっているように思われる。

債務名義を得た債権者が、実効的な執行により債権の満足を得られない現状は、民事裁判制度への不信というだけでなく、司法制度全体への不信や不満へとつながりかねない重大な問題であると考えられる。

このような事態の解決のためには、本質的な問題として民事執行法上の「情報開示制度」の改革が求められているように思われる。それまでの間においては、「弁護士照会制度」が公的義務と明確化され、銀行等金融機関が弁護士照会に対し、協力的に回答することができるよう環境整備も必要になってくるものと思われる。債権者側（弁護士）も、弁護士照会をしたから回答すべきだというだけでなく、銀行等が回答をためらう理由等についても検討し、その懸念を取り除く努力を銀行等と協力しながらしていく必要があるものと考えられる。債権者と債務者の民事紛争に巻き込まれた第三債務者という銀行等金融機関の立場も考慮しながら、民事執行制度改革までは、現状を少しで改善していく方向^④にもっていくことが必要と思われる、少しでも預金債権に対する債権執行が実効的になされるように、債権者（弁護士）、第三債務者（金融機関）、裁判所が意思疎通をはかりながら努力していくことが今後必要であるように思われる。

債権差押命令における債権特定についての一考察

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

- (1) 「弁済充当の規定を類推適用して差押えられた預金を特定することができるのではないかと発言が加藤一郎、三ヶ月章教授から提案されている。」鈴木重信「預金の差押と特定」金融法務事情五四四号（昭四四・五・一五）四四頁。鈴木竹雄ほか「座談会」預金の差押第一回」ジュリスト二二四号（一九六一・四・一五）六八頁、六九頁では、「弁済充当的な考え方」のテーマのもとに主に加藤一郎、三ヶ月章の両教授が発言している。ここで発言された内容が、今日の差押債権の特定の問題である、同一の店舗の預金債権あるいは貯金事務センターの貯金債権について、先行の差押え又は仮差押えの有無、預貯金の種類による順位づけをする方向に発展しているように思われる。
- (2) 「判批」1 債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定の有無の判断基準 2 大規模な金融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ての適否」判例タイムズ一三五七号（二〇一一年・一二・一五）六六頁。
- (3) 以下「本決定」という。
- (4) 預金債権の取扱店舗が複数にわたる場合の差押債権の特定についての従前の学説については、上原敏夫「債権執行手続の研究」（有斐閣・一九九四年）三頁、鈴木正和「判批」判例タイムズ八二三号（一九九三・一〇・一二）六〇頁、坂田宏「判批」判例時報一六〇〇号（平九・七・一）一九一頁、高田昌弘「判批」伊藤眞ほか編『民事執行・保全判例百選』（別冊ジュリス ト一七七号・二〇〇五・八）等があり、これらに引用された文献等参照。
- (5) 字数制限のため補足意見は割愛するが、必要の都度引用することとする。
- (6) 鈴木忠一「三ヶ月章編『注解民事執行法（4）』（第一法規出版・昭六一・一）三八四頁「稲葉威雄」、中野貞一郎『民事執行法（増補新訂六版）』（青林書院）六六二頁。
- (7) 浦野雄幸編『基本法コンメンタール民事執行法（第六版）』（別冊法学セミナー）四四二頁「白川和雄」。深沢利一『民事執行の実務（中）』（第一法規出版）四四八頁。
- (8) 上原・前掲注（4）七頁。
- (9) 中野・前掲注（6）六六九頁。本決定のケースのような、条件設定（間接特定）という方法も、理論的には認められている。
- (10) 鈴木竹雄ほか・前掲注（1）七一頁の三ヶ月発言でも、「従来の考え方からすれば、銀行は一つの法人だから、本店に送達

すればいいのだという解釈になるのでしょうか。」と発言があり、これに対し「従来の裁判所の判決はそうですね。」と堀内発言がなされている。

- (11) 鈴木竹雄ほか・前掲注(1)七〇頁の加藤発言でも「店舗については、取引の実情からして、やはり店舗まで指定がないといけないといった方がいいような気がします。」と述べられている。従来は、「取扱店舗の表示」が執行実務では、疑いを差し挟まれることなくおこなわれてきた。学説も、「店舗表示必要説」が優勢であったとされる(坂田・前掲注(4)一九三頁)。この、店舗表示必要説と不用説については、住吉博「判批」判評四二〇号〔判例時報一四七六号(平七・二・一)〕二二〇頁参照。
- (12) 住吉・前掲注(11)二二一頁。
- (13) 坂田・前掲注(4)一九三頁。
- (14) 東京控訴院昭和九年一月三〇日判決・判決新聞三八〇六号一四頁。最高裁昭和五四年一月三〇日判決・判例時報九一九号五七頁。
- (15) 住吉・前掲注(11)五〇頁。
- (16) 鈴木竹雄ほか・前掲注(1)七〇頁の鈴木竹雄発言、加藤一郎発言。石川明「判例研究」法学研究三五卷一号一〇三頁。吉原省三「銀行預金に対する差押え」鈴木忠一『三ヶ月章編「新・実務民事訴訟法講座12」(日本評論社・一九八四年)三七八頁。
- (17) 岩田真「最近における各種保全処分に関する諸問題」『東京弁護士会研修叢書6』一二二頁以下。
- (18) 岩野徹ほか「債権の差押え〔強制執行セミナー(3)〕」(有斐閣・昭和四二年)一七〇頁。
- (19) 鈴木竹雄ほか・前掲注(1)七〇頁。
- (20) 住吉・前掲注(11)二二〇頁。坂田・前掲注(4)一九二頁。高田・前掲注(4)一二八頁。
- (21) これらの裁判例の概括的内容については、東京地方裁判所民事執行センター「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店の特定」金融法務事情一七六七号(二〇〇六・四・五)二七頁参照。
- (22) 東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(21)二八頁。
- (23) 笠井正俊「複数の店舗が取り扱う預金債権の差押命令申立ての適法性に関する最近の裁判例について」銀行法務21・七三二

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定（民集六五卷六号二七一〇頁）を参考として（前川）

号（二〇一・七）一三三頁。

(24) 坂田・前掲注(4) 一九三頁。

(25) 東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(21) 二六頁。高橋祐喜「大阪地方裁判所第一四民事部（執行部）の事件処理の現状」NBL九五四号（二〇一一・六・一）七四頁。

(26) 具体的例として、「朝イチの送達だったのですが、一日がかりだったということになります。」とある。飯塚宏ほか「座談会 複数支店の預金に対する（仮）差押え（上）」金融法務事情一七八三号（二〇〇六・一〇・五）一六頁。阿部耕一「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の实情」全銀協アンケート調査結果をもとに「金融法務事情一七七二号三〇頁（二〇〇六・五・二五）参照。

(27) 「判批」・前掲注(2) 六七頁。

(28) 「判批」・前掲注(2) 六七頁に「田原裁判官の補足意見は、全店一括順位付け方式による債権差押命令申立ての適否の問題は、金融機関を限らず、全国に展開する業務において生じた債権債務を店舗又は地域単位で管理する各種業者を第三債務者とする場合も視野に入れて検討する必要があることを指摘するほか、差押えの効力が発生してから第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでのタイムラグの増大が、債務者、第三債務者のみならず、競合する差押債権者の地位を不安定にすることなどにつき、法廷意見を敷衍するものである。」としている。このことは、この評釈の、5の最後の段落の「なお、本決定に関する評釈には、第三小法廷が本決定をするに当たり金融機関からのヒヤリングを実施したかのような言及をするものがあるが、最高裁判事局が執行実務に関する実情把握の一環として実情を聴取したことについて、誤解を交えた紹介をするものであると思われる。」とする。これらの評釈の文言を検討すると、田原補足意見は、本決定について誤解のないように敷衍するために行われたように考えられる。本判例の射程を検討する場合は、田原補足意見を詳細に検討することが重要であるように思われる。

(29) 阿部・前掲注(26) 三〇頁。このアンケート調査によれば、全店照会等を行い、預金債権を特定し、裁判所に回答するまでに要する最長時間はどのくらいかかるかという質問に対し、「一から二時間（すべての業務に優先して）」という回答もある。また、口座支払のシステム停止までは最長五時間程度で可能という回答もある。これらは、顧客情報管理システムを利用する

ことを前提として回答している銀行が大部分である。

- (30) 最新の公刊された資料として、田原睦夫ほか「座談会 金融法務の未来」金融法務事情一九七三号(二〇一三・七・一〇)五一頁の中で、「いわゆる全店差押えの場合の、差押えの目録にあるような預金口座の情報だけをもちて全店における口座を検索するというのは、システム対応も含めて非常に困難です。」とする本田発言がある。

- (31) 小原将照「全店一括順位つけ方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」ジュリスト一四四〇号一三八頁。

- (32) 平成一七年二件、平成一八年二件の東京高裁決定。飯塚宏ほか「座談会 複数支店の預金に対する(仮)差押え(下)」金融法務事情一七八四号(二〇〇六・一〇・一五)一〇頁。

- (33) 同様の見解を、前記座談会において、本差押えと仮差押えで扱いは異なるかという問に対し、東京地裁民事第二一部(民事執行センター)の飯塚宏判事は、「理屈の問題としてはいざずれも特定の問題なので基本的に同じように考えられると思います。」と述べている。また、東京地裁民事第九部(保全部)の坂庭正判事は、「特定については、本来、保全と執行で変わるところはないはずです。」と述べている。飯塚ほか・前掲注(32)二二頁、二二頁。

- (34) 「判批」・前掲注(2)六八頁。

- (35) 「判批」・前掲注(2)六七頁。

- (36) 飯塚ほか・前掲注(32)二二頁の坂庭発言。

- (37) 同様の考え方が窺われるものとして、「複数店舗に預金債権があるときは預金債権合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする旨の方式による差押命令の申立てと差押債権の特定」判例時報二一三〇号五頁。

- (38) 笠井・前掲注(23)二九頁。

- (39) 飯塚ほか・前掲注(32)二二頁の三上発言。

- (40) 飯塚ほか・前掲注(32)二三頁の中原発言。

- (41) 飯塚ほか・前掲注(26)一一頁の三上発言。東京高裁の平成一七年九月七日決定と平成一七年一〇月五日決定は、差押債権者、債務者、請求債権、代理人が同一で、第三債務者の金融機関だけが異なっており、「ちょっと下品な言い方をすれば、同じ内容の申立てで数撃てみたら、その一つが当たったといえますか、そういう面があるわけです。」として、探索的(仮)

一「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」

平成二三年（許）第三四号、最高裁平成二三年九月二〇日第三小法廷決定

（民集六五巻六号二七一〇頁）を参考として一（前川）

差押えがあったことを述べている。また、同高裁平成一七年九月七日決定の事案も、「債権者、債務者、請求債権、代理人は同一、第三債務者が異なるという事件です。原審も同じで、さいたま地裁で」とある。上記同一三頁の中原発言。

(42) 田原ほか・前掲注(三三)五〇頁の藤原発言。飯塚ほか・前掲注(32)二八頁の石黒発言。立法例としては、谷口園恵∥筒井健夫『改正担保・執行法の解説』（商事法務）一三六頁参照。

(43) 田原ほか・前掲注(30)五二頁の田原発言。

(44) 最新の動きとしては、執行法制研究会（代表・三木浩一）「民事執行制度の機能強化に向けた立法提案」判例タイムズ一三八四号（二〇一三・三）八四頁。中野貞一郎ほか「座談会 債務名義の実効性強化に向けた展望」判例タイムズ一三八四号（二〇一三・三）五六頁などがある。

(45) ドイツの開示保証の制度の紹介としては、坂田・前掲注(4)一九五頁参照。各国の立法例の紹介としては、谷口∥筒井前掲注(42)一三六頁参照。

(46) 飯塚ほか・前掲注(32)二五頁の、「何かこれは裁判を受ける権利というのは大きにしても制度的な限界事例で立法的な解決も必要ではないかと思えます。第一七民事部の決定でも立法論には多少言及していますし。」という三上発言。田原ほか・前掲注(30)五〇頁の「本来財産開示制度の拡充という立法論で解決してもらわなければならないかと思うのです。」という藤原発言。

(47) たとえば、氏名にふりがなをふることや、生年月日を記載すること、商号の変更があった場合は、商業登記簿のそうした情報を伝えるなどにより、銀行が顧客情報管理システムによって検索が速やかに、そして確実にできるようにするとする。飯塚ほか・前掲注(32)一七頁に、顧客情報管理システムによる検索のやり方が紹介されている。